

沼津市水産業災害対策資金利子補給要綱

平成17年3月1日

告示第23号

(趣旨)

第1条 市長は、災害により被害を受けた水産業者の経営の安定を図るため、被災水産業者に災害対策資金を貸し付ける融資機関に対し、予算の範囲内でその利子の一部を補給するものとし、その交付に関しては沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「災害対策資金」とは、静岡県農林水産業対策資金利子補給金交付要綱（平成元年静岡県告示農政第423号。以下「県要綱」という。）の規定により、静岡県信用漁業協同組合連合会（以下「補助事業者」という。）が被災水産業者に貸し付ける資金をいう。

(利子補給の対象)

第3条 利子補給金の交付対象は、補助事業者が市内に住所を有する水産業者に対して貸付けを行う災害対策資金（以下「資金」という。）とする。

(利子補給金の額等)

第4条 利子補給金の額は、資金の融資平均残高（償還延滞金は除き、計算期間中の毎日の最高残高の総和をその期間中の日数で除して得た金額をいう。）に次項の利子補給率を乗じて得た額とする。

2 利子補給率は、県要綱で定める資金の貸付利率から同要綱で定める利子補給率及び補助事業者が行う利子補給の利子補給率を控除した率とする。

3 利子補給金の計算期間は、1月1日から12月31日までとする。

4 利子補給期間は、資金の償還期間とし、5年を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助事業者は、利子補給を受けようとするときは、規則第3条第1項の補助金交付申請書に水産業災害対策資金利子補給金積数内訳表（別記様式）を添付し、1月末日までに市長に提出しなければならない。

(報告及び指示)

第6条 市長は、利子補給を適正に行うために必要があると認めるときは、補助事業者又は資金の貸付けを受けた水産業者に対し報告を求め、又は必要な指示を行うことができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公示の日から施行し、平成16年度分の貸付けから適用する。

別記様式

(第5条関係)